

11月30日は「年金の日」!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人が、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからいつでも年金情報を手軽に確認できるサービスです。

ご自身の年金記録の確認はもちろん、将来の年金見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）→ https://www.nenkin.go.jp/n_net/



～10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まりました～

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方等）について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度が令和8年（2026年）10月から新たに始まりました。子を育てている方（実父母・養父母）は、届出することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【制度のポイント】

- 対象は、1歳未満のお子さまを養育している方（父・母・養父母）
- 期間は、お子さまが1歳になる誕生日の前日まで
- 所得に関係なく国民年金保険料（月額17,920円：令和8年度）が免除されます
- 将来の年金額は納付した場合と同じように反映されます

<育児免除イメージ図>

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
母親	産前産後免除期間 出産予定月または出産月の前月から4か月間			育児免除期間			
父親 (養父母)	育児免除期間						

※第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）及び、任意加入被保険者の方は、育児免除制度の対象とはなりません。

ぜひご利用ください! マイナンバーカード（署名用電子証明書が搭載されている）をお持ちの方は、スマートフォン等からマイナポータルで免除申請手続きなどの電子申請ができます。いつでもどこでも届出ができ便利!

～国民年金保険料は忘れずに納めましょう!～ 年金は世代と世代の支え合い～

お問い合わせ先

町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
 函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-31-9086 ※音声案内2→2)



大海原

(有料広告)

交通安全・作業安全・家内安全・火の用心

長万部町大町30-6

株式会社 萬兵衛 代表 長谷山 土偶